

平成27年度主要事業（消費生活センター）

（1）消費者教育推進計画策定

現在、策定中の消費者教育推進計画を完成し、消費者教育を体系的に推進していく。

【今後のスケジュール（予定）】

- 6月 消費者教育推進計画のパブリックコメントを実施
- 7月 消費者教育推進計画策定
- 8月 消費生活審議会①開催・計画策定・実施予定事業の報告

（2）「くらしの情報いずみ 特集号」を発行

市政だより8月15日号に併せ、発行。消費生活センターの機能や消費者教育推進計画、「くらしの情報いずみ」などの周知を行うため作成。

作成部数：358,000部（予定）

（3）高齢者の消費者被害防止のため、町内自治会等と連携

消費者被害に関する情報提供等を行う消費生活センターの情報紙「くらしの情報いずみ」を、町内自治会での回覧や市内医療機関での配架が可能となるよう、町内自治会や医療機関に働きかけを実施。

【今後のスケジュール（予定）】

- 5～8月 町内自治会等に働きかけを実施
- 9月 くらしの情報いずみ9月号と高齢者等の消費者被害防止の見守り活動を呼びかけるポスター等を製作し、自治会等に送付。
- 11月 くらしの情報いずみの自治会での回覧や医療機関での配架開始

（4）ちばし消費者応援団（個人版）登録制度開始

消費者教育を推進するため、団体や事業者が行う消費者教育に関する活動を支援し、市民が団体等の活動に気軽に参加できるよう実施した当該制度の対象を、千葉市民に広げ、市民が行う消費者教育に関する活動の支援を始める。

【今後のスケジュール（予定）】

- 8月 登録制度開始
- 9月 消費生活センターからの情報提供を実施
- 2月 消費者応援団研修会・交流会開催

（5）事業者に対する研修の実施

訪問販売や電話勧誘販売等の規制、商品やサービスの表示に関する法令に関する研修会を開催。

（6）悪質商法ひっかからん蔵シール配付

高齢者実態調査（5月～6月）に合わせ、65歳以上の高齢者世帯に消費生活センターの機能と相談専用電話の周知を図ることを目的として、地域での見守り活動を行う民生委員から悪質商法お断りシールを配付。